

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年8月16日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年8月31日から同年9月20日まで縦覧に供する。

平成19年8月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
坂出市林田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 馬場南地区	坂出市環境経済部農 林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (さく井新設事業) 上林田地区	〃
坂出市加茂土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 牛の子地区	〃